

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		栃木市藤岡遊水池会館使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市藤岡遊水池会館条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日
審査 基準	根拠条項	栃木市藤岡遊水池会館条例第9条 栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則第6条
	参考事項	栃木市藤岡遊水池会館使用料減免措置基準（内規）
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例抜粋 （使用料の減免）</p> <p>第9条 市長は、公益上必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則抜粋 （使用料の減免）</p> <p>第6条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、藤岡遊水池会館使用料減免申請書（別記様式第5号）を市長に提出しその承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長が前項の申請を承認したときは、藤岡遊水池会館使用料減免決定通知書（別記様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 遊水池会館の使用料を減免することができる基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が公共的に利用する場合</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館使用料減免措置基準（内規）</p> <p>第1 この基準は、栃木市藤岡遊水池会館条例（平成22年栃木市条例第106号）の規定に基づき、栃木市藤岡遊水池会館の使用料減免に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>第2 市の直接的関与が認められる場合及び地域住民による公益的活動で次の各号のいずれかに該当するときは、全額を免除することができるものとする。</p>	

- (1) 市又は市行政に直接関係のある機関が使用する場合
- (2) 市の各部課等に事務局を置く団体又はその支部が使用する場合
- (3) 市民がその地域に関する集会のために使用する場合
- (4) 市立学校などに事務局を置く団体などが使用する場合
- (5) 国又は地方公共団体の機関が、当市を構成員とする行事のために使用する場合
- (6) 国又は地方公共団体の機関から、その行政目的の使用について特に減免すべき疎明があった場合
- (7) 社会教育関係団体などが、教育活動のために使用する場合
- (8) その他市長が必要と認める場合

第3 市の直接的関与はないが社会性、公共性の強い場合で次の各号のいずれかに該当するときは、100分の50を免除することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関がその行政目的（当市を構成員としない）に使用する場合
- (2) 市が後援・協賛する行事及びその事前練習に使用する場合
- (3) 公認の免許、資格試験、面接会場として使用する場合
- (4) 益金の全部又は一部を公益のために寄附することを目的とした行事に使用する場合
- (5) 市の直接的関与はないが、社会性・公共性の強い場合
- (6) その他市長が必要と認める場合